

吹田市生涯学習活動団体登録要領

(目的)

第1条 この要領は、生涯学習活動を行っているグループ・サークル・団体等(以下「生涯学習活動団体」という)を登録し、生涯学習活動団体の情報を希望する市民に提供することにより、生涯学習活動団体の活性化を図り、市民の生涯学習活動を支援することを目的とする。

(生涯学習活動の範囲)

第2条 生涯学習活動には、スポーツ、趣味、芸術・文化活動、コミュニティ活動、ボランティア活動など、必ずしも学習という形で意識されない活動も含むものとする。

(登録)

第3条 登録できる生涯学習活動団体は、生涯学習活動を現に行っている、または行う予定の複数の市民(在住、在勤、在学を含む)で構成された団体とする。

ただし、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 代表者が市民であるか、主な活動場所が市内であること
- (2) 構成員の半数以上が市民であること

(登録の手続)

第4条 生涯学習活動団体の登録は、「吹田市生涯学習活動団体登録書」(様式1)により行うものとする。

- 2 前項の内容に変更が生じたときは、すみやかに「吹田市生涯学習活動団体登録変更等届出書」(様式2)を提出しなければならない。また、登録を取り下げようとするときも同様とする。

(登録の拒否)

第5条 次の各号の一に該当するときは、登録を認めない。

- (1) 特定の政党や候補者又は特定の宗教を支援することを目的とする団体
- (2) 物品の販売等を目的とする団体
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めた団体
- (4) その他教育委員会において適当でないと認めた団体

(登録項目)

第6条 登録する項目は、「吹田市生涯学習活動団体登録書」記載の項目とする。

(登録の期間)

第7条 登録の期間は、登録日の属する年度から翌々年度の末日までとする。

- 2 登録期間満了に該当する年度の12月1日から登録満了日までに「吹田市生涯学習活動団体登録期間延長届」(様式3)を提出した団体は、登録期間を2年間延長することができる。(吹田市生涯学習活動団体登録期間延長届により登録期間を延長している場合も同様とする。)

(登録の取消)

第8条 登録団体が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、登録を取消することができる。

- (1) 登録団体から登録取り下げの届け出があったとき
- (2) 第3条の登録要件を満たさなくなったとき
- (3) 第5条に該当することが判明したとき
- (4) 重大な過誤もしくは虚偽の登録内容があったとき
- (5) 吹田市教育委員会が代表者もしくは連絡担当者に連絡を取れなくなったとき
- (6) 前各号のほか、登録団体としてふさわしくないと認められる事実があったとき

(利用の制限)

第9条 生涯学習活動団体登録は、市民の生涯学習活動を支援することを目的とする以外に利用してはならない。

- 2 市民の問い合わせ等があったときに、情報提供できないと申し出されている項目は市及び市教育委員会が前項の目的で利用する以外で利用してはならない。

(庶務)

第10条 生涯学習活動団体登録に関する庶務は、地域教育部まなびの支援課において処理する。

(委任)

第11条 この要領の施行について必要な事項は、地域教育部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年(2006年)11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年(2007年)11月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年(2013年)5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正による改正前の要領で登録されていた団体は、施行日において、この改正による改正後の要領で登録された団体とみなす。